

# 塩竈市地域防災計画

第4編 原子力災害対策編

令和5年3月

塩竈市防災会議



## 第4編 原子力災害対策編 目次

### 第1章 総 則

第1節	計画の目的と構成	701
第2節	計画の性格	701
第3節	計画構成及び周知徹底	702
第4節	計画の基礎とするべき災害の想定	703
第5節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	709
第6節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	711

### 第2章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	717
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	717
第3節	情報の収集・連絡体制等の整備	718
第4節	緊急事態応急体制の整備	722
第5節	市民等への的確な情報伝達体制の整備	725
第6節	モニタリング体制等	728
第7節	緊急時の市民等被ばく線量評価体制の整備	729
第8節	複合災害に備えた体制の整備	730
第9節	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	731
第10節	避難受入れ活動体制の整備	732
第11節	緊急輸送活動体制の整備	736
第12節	救助・救急及び資機材等の整備	737
第13節	原子力災害医療体制等の整備	738
第14節	物資の調達、供給活動	739
第15節	行政機関の業務継続計画の策定	741
第16節	原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	742
第17節	防災業務関係者的人材育成	744
第18節	防災訓練等の実施	745
第19節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	747
第20節	災害復旧への備え	748

### 第3章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針	749
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	750
第3節	活動体制の確立	752
第4節	市民等への的確な情報伝達活動	757
第5節	屋内退避、避難受入れ等の防護活動	760
第6節	緊急輸送活動	768
第7節	救助・救急、消火及び医療活動	769
第8節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	770

第9節	自発的支援の受入れ等	771
第10節	行政機関の業務継続に係る措置	772

#### 第4章 原子力災害中長期対策

第1節	基本方針	773
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	773
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	773
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	774
第5節	各種制限措置の解除	774
第6節	災害地域の市民に係る記録等の作成	774
第7節	被災者等の生活再建等の支援	775
第8節	風評被害等の影響の軽減	775
第9節	被災中小企業等に対する支援	776
第10節	心身の健康相談体制の整備	776

## 塩竈市防災計画基本理念

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴う大津波は、人知を超えた猛威をふるい、市内で多くの人命を奪い、市域及び市民の財産に甚大な被害を与えた、未曾有の大災害であった。

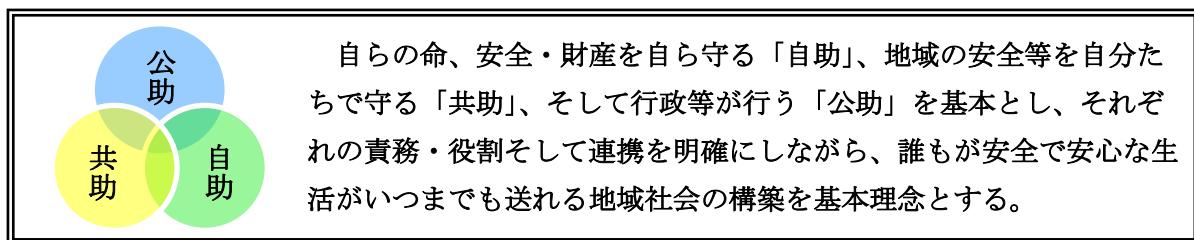
このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるものの、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自動的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指す必要がある。

なお、津波災害、風水害等広域災害、原子力災害等についても対象としては地震災害と同様の被害ととらえられる。

のことから、塩竈市におけるこれらの各種災害の災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命及び身体を最も優先して保護することを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えていく。

本計画は、東日本大震災を教訓とし、市の防災施策の大綱として次の基本理念を定め、防災施策を推進する。

### <基本理念>



大規模災害においては、公助だけでは限界があることから、自助（市民）と共助（自主防災会、町内会、企業等）、公助（市及び防災関係機関）を基本とし、相互の連携と活動の明確化を図り、災害を未然に防止する「防災対策」と被害を最小化する「減災対策」に努め、誰もが安全安心に生活が送れる地域社会の構築を目指そうとするもの。

- (1) 公助……国・県・市などの行政が、災害による被害を防止、軽減、又は復旧を促進しようとする活動
- (2) 共助……市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守ろうとする活動
- (3) 自助……市民一人ひとりが自分の身の安全や生活を守ろうとする活動



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的と構成

### 第1 計画の目的

この計画は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の経験から、原子力発電所に事故が発生した場合には広域に影響が及び可能性があるという認識に立ち、原子力災害が発生した際の放射性物質の影響に対する市がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格

### 第1 塩竈市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

#### 1 県、国の防災基本計画との関係

この計画は、塩竈市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）を参考に作成したものであって、今後、国、宮城県の指針や計画の見直しを踏まえ、隨時、見直しを行うものである。

市、県及び関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

#### 2 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める、「原子力災害対策指針」（令和4年7月6日一部改正）を遵守する。

### 第2 塩竈市における他の災害対策との関係

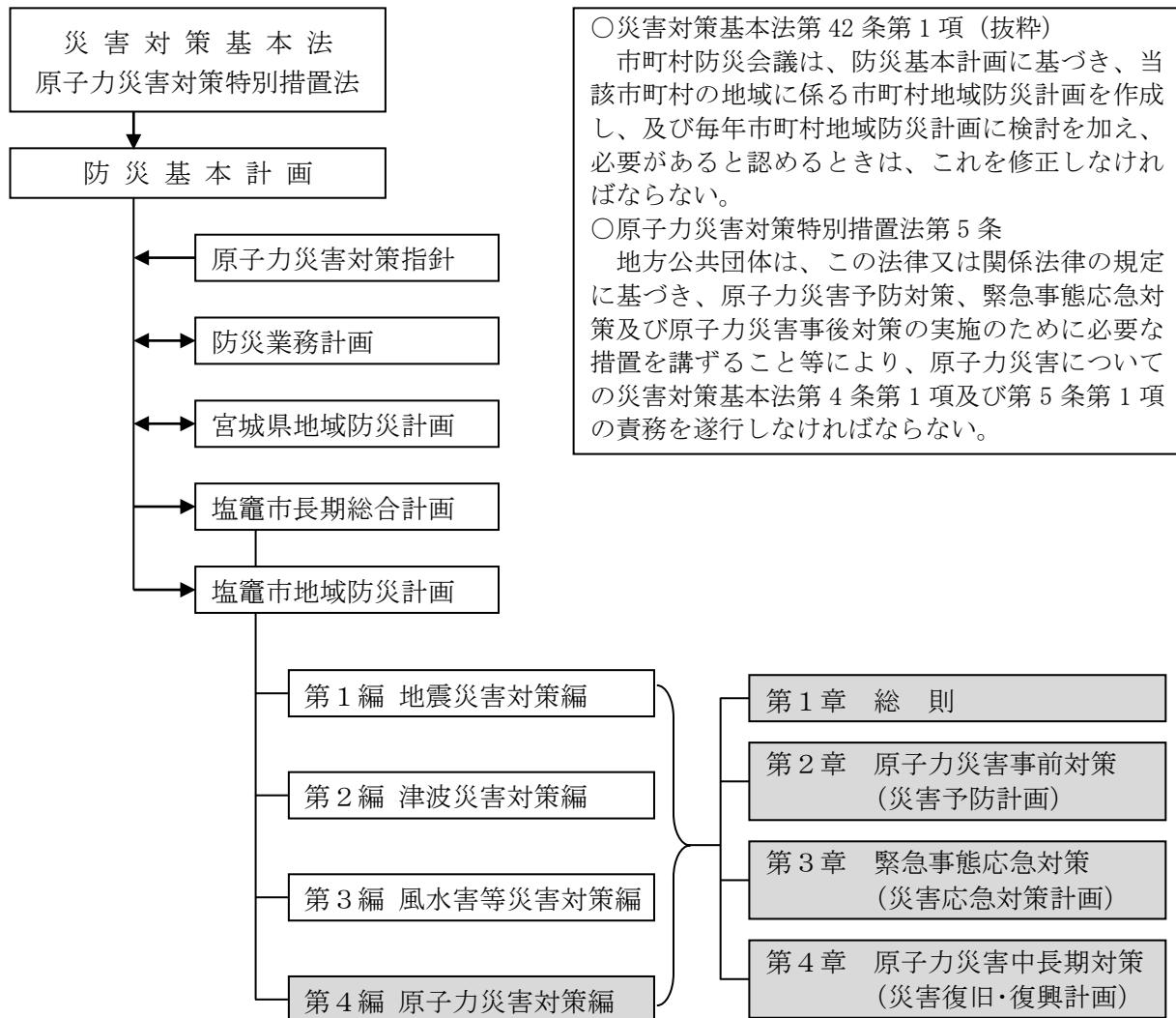
この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）及び原災法に基づき、「塩竈市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、塩竈市防災会議が策定する計画であり、この計画に定めのない事項については「塩竈市地域防災計画（地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編）」に拠る。

### 第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国・県の防災計画書における方針、市の特性等を勘案し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに計画を修正し、原子力防災対策の確立に万全を期す。

### 第3節 計画構成及び周知徹底

#### 第1 計画の構成



#### 第2 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

## 第4節 計画の基礎とするべき災害の想定

県内には女川町に「東北電力株式会社女川原子力発電所」が所在し、市境から最も近い距離で約35kmの位置関係にある。

塩竈市は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において規定する「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone）」（原子力施設から概ね半径30km以内）には含まれないが、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、市民の生活や産業に大きな影響を及ぼしている。

これから、女川原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故（炉心が著しく損傷、放射性物質の大量放出につながるような重大事故）等を含む災害が挙げられる。

### 第1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

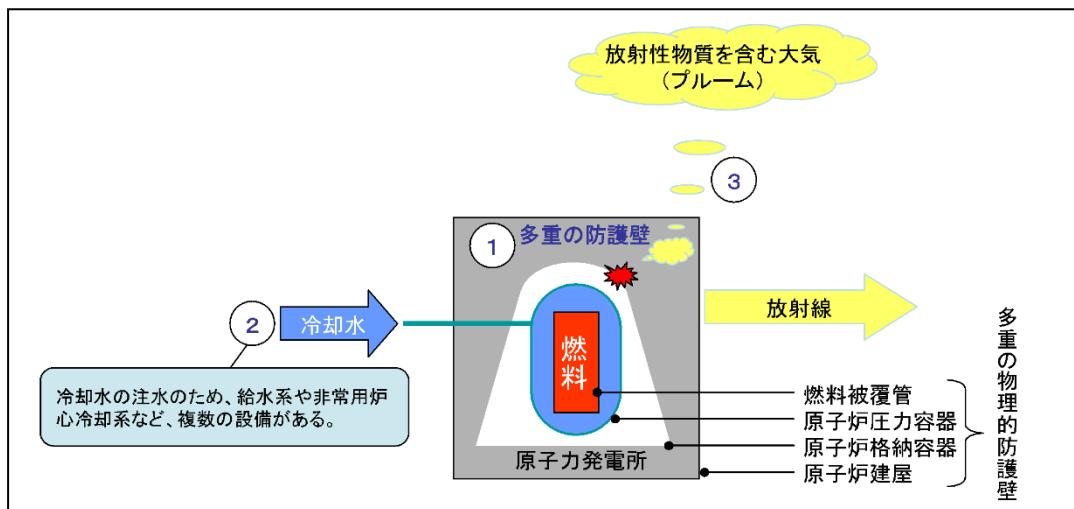
#### 1 原子力発電所の事故の概要

放射性物質は、平常の状態では燃料被覆管、原子炉圧力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋などの多重の物理的防護壁に閉じ込められている→①。

燃料被覆管の中の核燃料は、原子炉の運転を止めた直後は崩壊熱と呼ばれる大量の発熱があるため、水で冷やす必要がある→②。

福島第一原子力発電所の事故では、原子炉を止めた後、冷却ができない状況が続いたため高温により燃料被覆管が溶け出し、最終的には原子炉格納容器が破壊された。このように、多重の防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される→③。

＜原子力発電所の事故の概要＞



放出される放射性物質には様々な種類があり、放出される状態や人体への影響もそれぞれ異なる。放射性物質は原子炉格納容器などが破壊されて放出される場合が多く、いつ、どのくらいの量が放出されるかを事前に予想することは難しい。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出するなど、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

本市域で事故時に注目すべき主な放射性物質は次のものがある。

## &lt;本市域で事故時に注目すべき主な放射性物質&gt;

主な放射性物質	特 徴
気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス	主にプルームからの外部被ばくに影響する。沈着はしないため、プルームが通過すれば影響は残りにくい。
揮発性のヨウ素	主に甲状腺の内部被ばくに影響する。ヨウ素 131 は半減期が 8 日程度であり比較的早く崩壊する。
セシウム	半減期が長く地面等に沈着するため、長期的な汚染による空間放射線量率の上昇に影響する。

## 2 被ばくの経路

原子力施設の事故による被ばくの経路には、以下の 3 つがある。

- ① 原子力施設からの直接の放射線
- ② 放出された放射性物質を含む大気（プルーム）
- ③ 地面や水、食物等に沈着した放射性物質

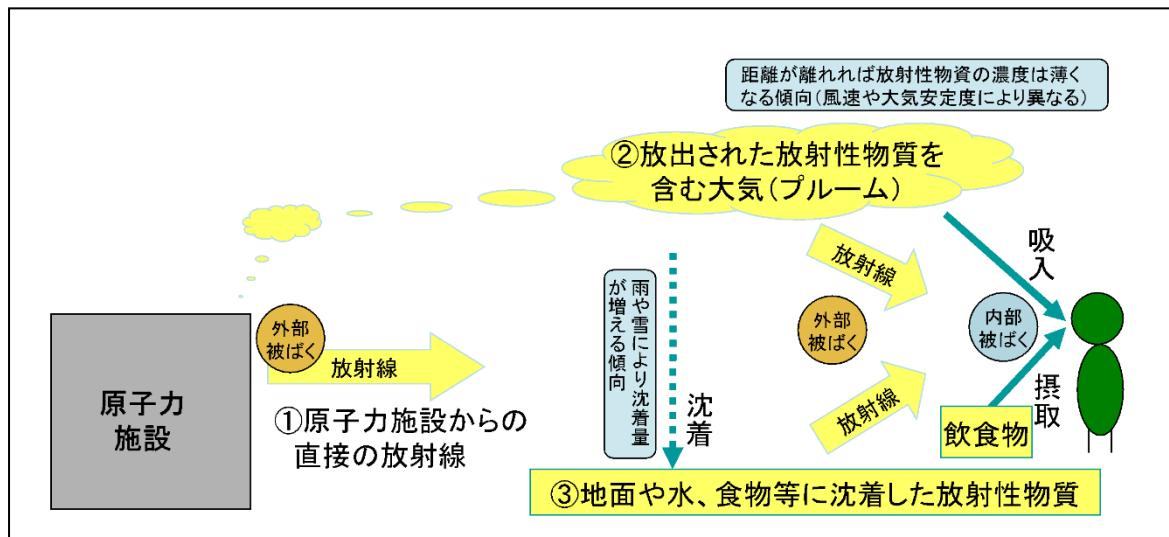
また、被ばくの形態は次のように分類される。

外部被ばく	プルーム又は地面等に沈着した放射性物質から出た放射線を体の外部から受けすこと
内部被ばく	大気や飲食物中の放射性物質を呼吸や飲食により体内に取り込むことで放射線の影響を受けること

本市域では、原子力発電所からの距離があることから、主にプルームによる影響と、沈着した放射性物質による影響に注意が必要となる。

特に、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくや、地面等に沈着した放射性物質からの外部被ばくによる長期的な被ばくについて注意する必要がある。被ばくの種類を次図に示す。

## &lt;事故時の被ばくの種類&gt;



## 第2 過酷事故等により想定される原子力災害の影響

原子力発電所の過酷事故等による原子力災害は、人体に対しては原子力発電所の原子炉施設から放出される放射性物質及び放射線による被ばくによるものであり、適切な措置により被ばくの低減化を図ることにより被害の拡大を防止する必要がある。

## 1 本市で想定される被ばくの影響

本市において想定される被ばくの影響は、被ばくの種類ごとに次のような点が考えられる。

被ばくの種類	本市への影響	備考
①原子力施設からの直接の放射線	原子力施設の周辺の限られた範囲への影響であり、本市への影響はない	
②プルームからの外部被ばく	原子力施設からの距離が遠いことから、屋内退避や避難などの防護対策が必要とされるほどの影響が生じる可能性は低い。	過去の評価結果として、避難及び屋内退避を必要とする範囲は原子力施設から概ね 10km 以内が示されている。
③プルームの吸入による内部被ばく	放射性ヨウ素は体内に入ると甲状腺に集まる性質がある。プルームが通過する際に呼吸により吸入することを避けるため、市内でも屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用が必要になる可能性がある	福島第一原子力発電所の事故では 50km まで影響があった可能性が指摘されている
④沈着した放射性物質からの外部被ばく	地面などに沈着した放射性物質のために空間放射線量率が上昇し、年間の被ばく線量が計画的避難や除染が必要な値になる可能性がある	福島第一原子力発電所の事故では計画的避難が 50km 程度までの範囲で行われたほか、更に広い地域で除染が行われている
⑤沈着した放射性物質による内部被ばく	水や食料品から基準を越える放射性物質が検出された場合に、その品目について摂取制限や出荷制限が行われる可能性がある	福島第一原子力発電所の事故の事例では 250km を越える範囲で出荷制限が行われている

## 2 被ばくの低減化措置

(1) 放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質による外部被ばく線量は、その放射性物質の濃度及び放射性プルームによる影響の継続時間に比例する。

このため、放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質による被ばくを低減化する措置としては、気密性や放射線の遮へい効果の高い場所への退避及び放出源からの風下軸から遠ざかることが有効である。

この際、その地域のその時期における卓越した風向き等を考慮し、風下軸からある幅を持った範囲の市民等に対して措置を講じることが重要となる。

(2) 飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、速やかに飲食物中の放射性物質の濃度を測定し、摂取制限等の対策を講じることが重要である。

## 第3 緊急事態における判断基準

緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。

### 1 緊急時活動レベル (E A L : Emergency Action Level)

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準で、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で設定する。

### 2 運用上の介入レベル (O I L : Operational Intervention Level)

環境への放射性物質放出後、主に、確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値

で設定する。

**【塩竈市が採ることを想定される措置等】**

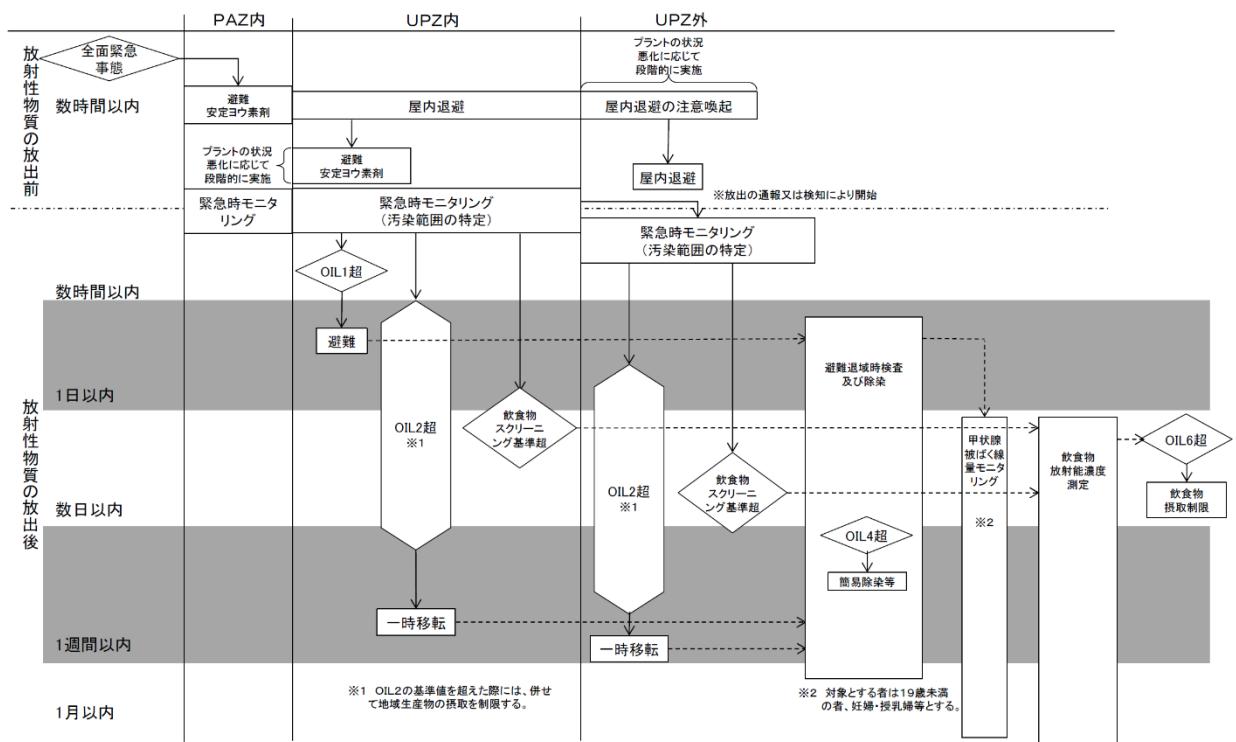
		U P Z外（概ね30km～） ※防護措置や協力などが必要とされた範囲に限る			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	・要員収集 ・情報収集・連絡体制の構築	—	—	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
	施設敷地緊急事態	・要員収集 ・情報収集・連絡体制の構築	・市民等への情報伝達 ・今後の情報について市民等への注意喚起	—	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難受入れ ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
	全面緊急事態	・要員収集 ・情報収集・連絡体制の構築	・市民等への情報伝達	—	【避難等】 ・避難等の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力
O I L	O I L 1	—	—	—	【避難】 ・(近) 避難の実施 ・(遠) 避難の受入れ 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近) 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
	飲食物に係るスクリーニング基準	—	・市民等への情報伝達	—	—
	O I L 4	—	・市民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力
	O I L 2	—	・市民等への情報伝達	—	【一時移転】 ・(近) 一時移転の実施 ・(遠) 一時移転の受入れ 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近) 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
	O I L 6	—	・市民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施

	基準の種類	基準の概要
緊急防護措置	O I L 1	市民等を数時間内に避難や屋内退避させるための基準
	O I L 4	除染を講ずるための基準
早期防護措置	O I L 2	地域生産物（※1）の摂取を制限するとともに、市民等を1週間程度内に一時移転させるための基準
飲食物摂取制限（※2）	飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準
	O I L 6	飲食物の摂取を制限する際の基準

※1 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えは野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※2 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

#### <防護措置実施のフローの例>



#### 第4 本市が想定する災害

想定の対象とする原子力施設は、第一義的には、女川原子力発電所を想定する。

災害の状況とそれへの対応については、本市の市民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くはないが、屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用が必要となる可能性があり、市民等は自宅等に退避し、災害情報に注意して対応することが必要となる。また、事故の規模や気象条件によっては計画的な避難や除染が必要となる可能性がある。

さらに、避難等の防護対策実施時の混乱（渋滞、事故等）や風評被害などの社会的混乱（放射性物質の影響が少ない場合でも）が生じることが想定される。

なお、これらの災害事象が発生する可能性は現時点では極めて低いものの、福島第一原子力発電所の事故に関する調査・研究が進み、新たにリスクの高まりなどが明らかとなった場合には、適宜想定を見直すとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

## 第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災関係機関が防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等を行う原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針（令和4年7月6日一部改正）において示されている以下の目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めることとされている。

### 第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

#### 1 予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone)

：原子力施設から概ね半径 5km

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、緊急事態区分に応じて、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

#### 2 緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective action planning Zone)

：原子力施設から概ね半径 30km

確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域

### 第2 原子力災害対策の実施における本市の位置づけ

本市は、下図に示すように女川原子力発電所からの距離は最短で 35km と離れている。これから、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえれば、「緊急防護措置を準備する区域」(U P Z : Urgent Protective action planning Zone) の範囲外となる。



## 第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

### 1 塩竈市及び宮城県

機関名	業務大綱
塩竈市	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 通信連絡設備の整備に関すること。</li> <li>(2) 防災対策資料の整備に関すること。</li> <li>(3) 防護資機材の整備に関すること。</li> <li>(4) 市民等に対する情報連絡設備の整備に関すること。</li> <li>(5) 防災業務関係者に対する教育に関すること。</li> <li>(6) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。</li> <li>(7) 原子力防災訓練の実施に関すること。</li> <li>(8) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。</li> <li>(9) 災害対策本部の設置・運営に関すること。</li> <li>(10) 市民等に対する広報及び指示伝達に関すること。</li> <li>(11) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。</li> <li>(12) 市民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。</li> <li>(13) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。</li> <li>(14) 被ばく医療活動に対する協力に関すること。</li> <li>(15) 放射性汚染物の除去及び除染作業に対する協力に関すること。</li> <li>(16) 各種制限措置等の解除に関すること。</li> <li>(17) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。</li> </ul>
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 通信体制の整備・強化に関すること。</li> <li>(2) 防災対策資料の整備に関すること。</li> <li>(3) 防護資機材の整備に関すること。</li> <li>(4) 環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること。</li> <li>(5) 被ばく医療設備等の整備に関すること。</li> <li>(6) 防災業務関係者に対する教育に関すること。</li> <li>(7) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。</li> <li>(8) 原子力防災訓練の実施に関すること。</li> <li>(9) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。</li> <li>(10) 原子力災害警戒本部の設置・運営に関すること。</li> <li>(11) 宮城県災害対策本部の設置・運営に関すること。</li> <li>(12) 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関すること</li> <li>(13) 自衛隊の派遣要請に関すること。</li> <li>(14) 市民等に対する広報及び指示伝達に関すること。</li> <li>(15) 緊急時モニタリングに関すること。</li> <li>(16) 市民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。</li> <li>(17) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。</li> <li>(18) 被ばく医療措置に関すること。</li> <li>(19) 放射性汚染物の除去及び除染に関すること。</li> <li>(20) 各種制限措置の解除に関すること。</li> <li>(21) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。</li> <li>(22) 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。(注：本市は関係市町村対象ではない)。</li> </ul>

## 2 指定地方行政機関

機関名	業務大綱
東北財務局	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供
東北厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整
東北農政局	(1) 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること (2) 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること (3) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること
仙台森林管理署	(1) 林産物の汚染及び除染措置の指導に関すること
関東東北産業保安監督部 東北支部	(1) 災害時における火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策 (2) 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策 (3) 鉱山における人に対する危害の防止、鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関する監督指導
東北地方環境事務所	(1) 災害状況の把握と報告連絡に関すること (2) 関係職員の派遣に関すること (3) 関係機関等との連絡調整に関すること
東北運輸局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること
東北地方整備局 (仙台河川国道事務所)	(1) 一般国道指定区間の交通確保に関すること(応急含む)
宮城海上保安部	(1) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持 (2) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助 (3) 海上災害に関する防災活動、指導、啓発及び訓練 (4) 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保
仙台管区気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達に関すること (3) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における市に対する気象状況の推移やその予想の解説等
東北総合通信局	(1) 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること (2) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること (3) 非常通信に関すること
仙台労働基準監督署	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること

### 3 自衛隊

機関名	業務大綱
陸上自衛隊 第22即応機動連隊	(1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動 (3) 災害時における緊急医療活動

### 4 指定公共機関

機関名	業務大綱
東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社	(1) 救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること
日本貨物鉄道株式会社 東北支社	(1) 災害時における救援物資輸送確保に関すること
東日本電信電話株式会社 (宮城事業部)	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信輻輳の緩和、及び通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社 NTT ドコモ (東北支社) KDDI 株式会社 (東北総支社) ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携
日本赤十字社 (宮城県支部)	(1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務
日本銀行 (仙台支店)	(1) 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策
日本放送協会 (仙台拠点放送局)	(1) 災害情報等の放送
東日本高速道路株式会社 (仙台管理事務所、仙台東管理事務所)	(1) 高速道路等の交通確保に関すること
独立行政法人国立病院機構 (北海道東北グループ)	(1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療並びに災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報 (4) 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援

独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道東北事務所	(1) 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 (2) 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 (3) 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集、通報 (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
------------------------------	--

## 5 指定地方公共機関

機関名	業務大綱
東北放送株式会社 株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社エフエム仙台	(1) 災害情報等の放送
在塩民間放送会社(宮城ケーブルテレビ、エフエムベイエリア)	(1) 災害情報及び生活情報等の放送
公益社団法人宮城県トラック協会	(1) 災害時における緊急物資のトラック輸送確保
公益社団法人宮城県バス協会	(1) 災害時における緊急避難輸送確保

## 6 警察

機関名	業務大綱
宮城県警察本部 (塩釜警察署)	(1) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること (2) 市民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること (3) 立入り等の制限措置及び解除に関すること

## 7 公共的団体

機関名	業務大綱
公益社団法人宮城県塩釜医師会 一般社団法人宮城県塩釜歯科医師会 塩釜地区薬剤師会	(1) 災害時における医療救護活動対策
塩釜商工会議所	(1) 商工業者の事業継続、復旧等の支援に関する事（緊急相談窓口の設置、被害状況等の把握、融資あっせん、損害賠償請求等） (2) 風評被害の払拭に関する事 (3) 災害時における物価安定及び流通円滑化の協力に関する事

塩釜市漁業協同組合 宮城県漁業協同組合塩釜市第一支所 宮城県漁業協同組合塩釜市浦戸支所 宮城県漁業協同組合塩釜市浦戸東部支所	(1) 農産物等の汚染調査等に対する協力に関すること (2) 汚染農産物等の出荷制限その他防災関係機関の指示等に基づく応急対策に関すること (3) 災害時における必要物資等のあっせんに関すること
塩竈市社会福祉協議会	(1) 援護体制の確立と協力に関すること (2) 収容者等の安全保護対策に関すること
その他の団体	(1) それぞれの業務に応じた協力体制の確立

## 8 原子力事業者

機関名	業務大綱
東北電力株式会社	(1) 原子力施設の防災管理に関すること。 (2) 関係機関に対する情報の提供に関すること。 (3) 従業員等に対する教育・訓練に関すること。 (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 (5) 通信連絡設備の整備に関すること。 (6) 緊急時モニタリングに関すること。 (7) 県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。



## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

3 市は、速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結等の取組みを推進する。

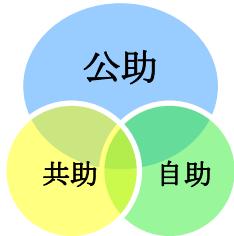
4 市は、県が行う災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に協力する。

5 市は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

### 第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

#### 目的

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

##### 1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

###### (1) 事業者からの連絡を受信する窓口

- ① 勤務時間内の対応
- ② 夜間・休日等の勤務時間外の対応
- ③ 衛星電話等非常用通信機器等や連絡先

###### (2) 防護対策に關係する社会的状況把握のための情報収集先

###### (3) 防護対策の決定者への連絡方法

- ① 報告内容
- ② 通信手段
- ③ 通常の意思決定者が不在の場合の代替者  
(優先順位つき)

###### (4) 関係機関への指示連絡先

- ① 勤務時間内の対応
- ② 夜間・休日等の勤務時間外の対応
- ③ 衛星電話等非常用通信機器等や連絡先

##### 2 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる連絡体制の整備を図る。

##### 3 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、原子力災害発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

##### 4 非常通信協議会との連携

市は、東北地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

- 東北地方非常通信協議会（事務局：東北総合通信局無線通信部陸上課）

〒980-8795 仙台市青葉区本町三丁目2番23号（仙台第2合同庁舎内）

電話番号 022-221-2566

## 5 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信の活用体制の整備を図る。

## 6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

# 第2 情報の分析整理

## 1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

## 2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報（大気中放射性物質拡散計算を含む。）の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう県及び国とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

## 3 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設に適切に備え付け、これらを確実に管理する。

### （1）原子力発電所に関する資料

- ① 原子力事業者防災業務計画
- ② 女川原子力発電所施設の状況
- ③ 女川原子力発電所プラント系統図

市は、これらの資料については、国が対策拠点施設に備え付ける資料から必要なものの写しを災害対策本部に備え付ける。

### （2）社会環境に関する資料

- ① 周辺地域の種々の縮尺の地図
- ② 市地区別人口、世帯数

（原子力事業所との距離別、方位別、避難行動要支援者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料等を含む）

- ③ 周辺地域を含めた主要道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート等、交通手段に関する資料

（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表等の情報を含む）

- ④ 市指定避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画

・位置

・受入能力

- ・移動手段等
- ⑤ 市内の配慮すべき施設  
市域の幼稚園、保育所、学校、病院、老人福祉施設、障がい者支援施設等に関する資料
- ⑥ 原子力災害医療施設に関する資料  
市及び市周辺の原子力災害協力医療機関、原子力災害拠点病院に関する、位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等に関する資料
- ⑦ 市災害対策拠点施設周辺地域の生活関連物資、飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
- (3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
  - ① 周辺地域の気象資料（過去2年間の周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
  - ② 平常時環境放射線モニタリング資料（過去2年間の統計値）
  - ③ 市内の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
  - ④ 市内農林水産物の生産及び出荷状況
  - ⑤ 線量換算係数等に関する資料
- (4) 防災対策に活用する施設、設備、資機材等に関する資料
  - ① 通信連絡設備等
  - ② 防護資機材の備蓄・配備状況
  - ③ 避難用車両の緊急時における運用体制
  - ④ モニタリング設備・機器
  - ⑤ 医療活動用資機材（安定ヨウ素剤含む）の備蓄・配備状況
- (5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
  - ① 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料  
(人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む)
  - ② 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表
- (6) 避難に関する資料
  - ① 地区ごとの避難計画  
(移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した市民配布のもの)
  - ② 避難所運用体制  
(避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの)

### 第3 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

#### 1 災害に強い伝送路の構築

市は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、離島の浦戸地区や消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図る。

#### 2 市防災行政無線の整備

- (1) 市は、災害時における市民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無

線等の整備拡充に努める。また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備（補充用燃料を含む）の整備を促進し、各設備等については耐震性・耐浪性の強化を図る。

（2）消防庁より伝達される防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALETR）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し市民へ周知する。

### （3）市防災行政無線の概要

#### ① 同報系無線

同報通信方法により、市民に対して直接災害情報等を伝達するため、市役所本庁舎に基地局を設置し、遠隔制御器等及び拡声屋外子局を整備し、迅速な情報の提供に努める。また、津波浸水地区においては屋外子局制御盤の高所化を図り、浸水等に耐水耐災化を図る。

#### ② 移動系無線

各種情報収集体制に機動力を発揮するため、同報系システムと同じく市役所本庁舎に基地局を設置し、車載型無線機及び携帯型無線機を配備し、機動力を発揮して迅速な現場からの情報の収集に活用する。

#### ＜本市の防災行政無線設備＞

機器名 種別	親局 ・ 基地 局	遠 隔 制 御 機	拡 声 屋 外 子 局	戸 別 受 信 機	非 常 用 電 源	車 載 型 無 線 機	移 動 系 無 線 ( 携 帶 型 無 線 機 )	装 置 自 動 通 信 記 録
同報系	1	2	78		1			1
移動系	1				1	6	112	

### 3 宮城県地域衛星通信ネットワーク

災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、宮城県地域衛星通信ネットワークを活用し、県と連携を図り充実及び強化に努める。

### 4 災害時優先電話等の活用

災害時には、必要な通信を確保するため、災害時優先電話を有効活用する。

### 5 災害通信手段の整備

#### （1）通信手段の確保

電話による災害に関する情報連絡等について、有線・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し、地震に備え機器の転落防止及び予備電源の確保を図る。

#### （2）通信手段の多様化

移動系無線の整備拡充により通信手段の多様化を図り、情報収集機能の向上に努める。

### 6 無線従事者養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に努める。

### 7 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

## 第4節 緊急事態応急体制の整備

### 目的

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させる。



### 第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

また、事故対策のための警戒態勢をとるためにマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

### 第2 災害対策本部体制等の整備

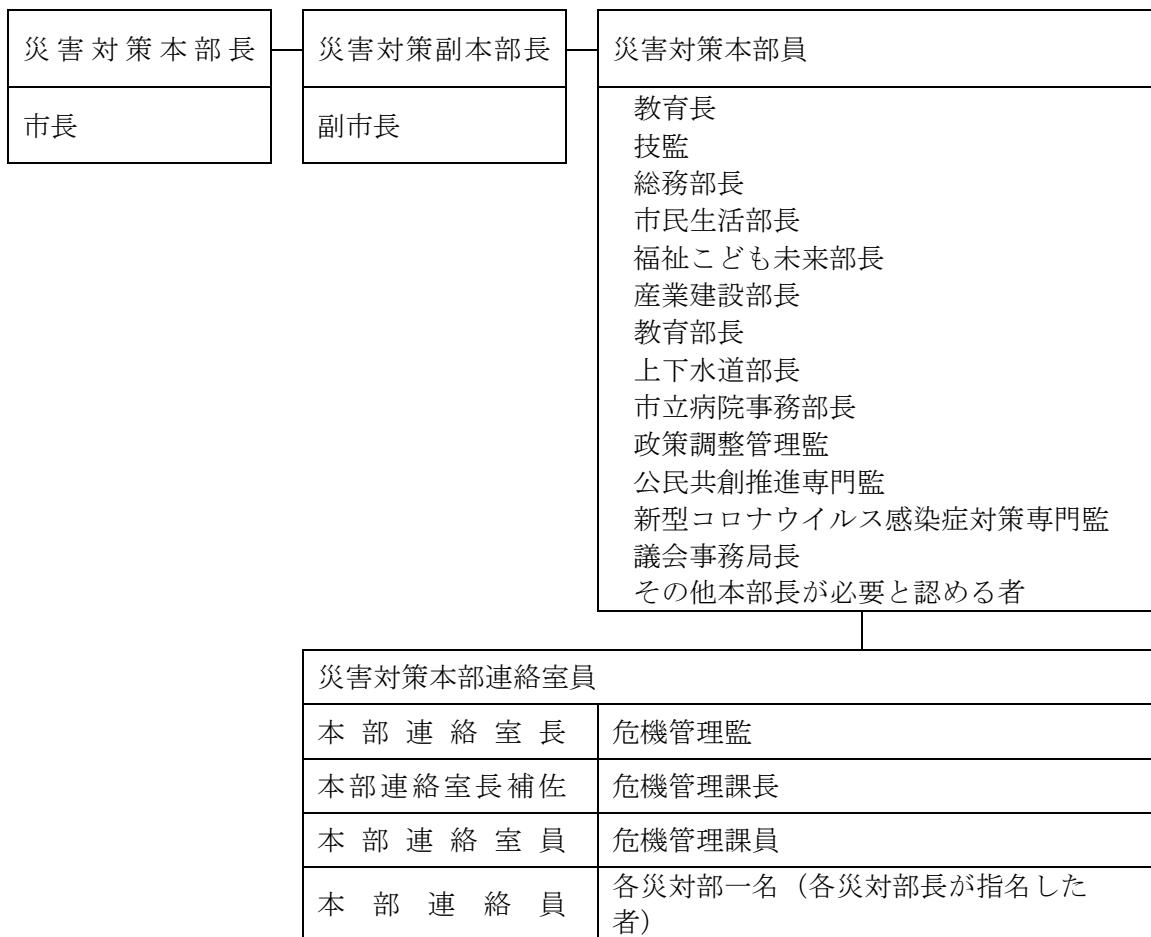
市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合のほか、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に至り、本市における防護措置が必要と判断された場合又は避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の市民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）への協力を要請された場合、要員参集し、情報収集・連絡体制の構築を行う。（本編第1章第5節第2「原子力災害対策の実施における本市の位置づけ」参照）

市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について定めておく。

また、迅速な防護措置の実施が必要となった場合に備え、防護措置の指示を行なうための体制を定めておく。この際の意思決定は判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者を定めておく。

#### 1 配備体制

塩竈市原子力災害対策本部体制は、「塩竈市災害対策本部条例」（昭和38年9月30日条例第19号）及び「塩竈市災害対策本部運営要綱」（平成16年6月1日府訓第7号）に基づくものとし、組織の概要は次のとおりである。



## 2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、市役所庁舎内に置くものとし、市庁舎が被害を受けた場合には、塩竈市体育館を設置場所とする。

## 3 指揮命令系統

市長が不在等により災害対策本部長として指揮を取れない場合、副市長が指揮をとる。それも困難な場合には教育長を第2順位とする。

## 4 参集配備体制

休日、夜間等勤務時間外に原子力緊急事態宣言等が発出された場合を想定し、速やかな災害対策本部等の立ち上げを可能とする職員の参集手段を構築しておく。

## 第3 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

## 第4 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

## 第5 自衛隊との連携体制

市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておく。

## 第6 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

応援協定の締結については、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結についても考慮する。

## 第5節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

### 目的

市は、原子力災害時の市民等への的確な情報伝達を行うため、あらかじめ必要な体制を整備する。



### 第1 情報項目の整理

市は、国及び県と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。この際、わかりやすさや正確さに配慮する。また、市民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように情報伝達の際、役割等の明確化に努める。

### 第2 情報伝達手段の整備

市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

### 第3 市民相談窓口の設置等

市は、国、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

### 第4 要配慮者等への情報伝達体制の整備

1 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらものに対する情報伝達体制の整備に努める。

なお、その内容は、市民等が理解しやすいよう具体的なものとし、かつ伝達方法は、防災行政無線のみならずLAラート（災害情報共有システム）を介し、メディアの活用を図るほか、広報車・携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、衛星携帯電話、データ放送、SNSなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等や、緊急時における災害報道等に関する協定を締結している報道機関等を活用する。

2 市は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）の他、聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、避難行動要支援者個々の特性に配慮した通信手段の普及啓発に努める。避難行動要支援者には、防災無線や防災ラジオを通じて情報発信を図っていく。

3 市は、避難行動要支援者に対して、防災ラジオの貸与を行う。

## 第5 多様なメディアの活用体制の整備

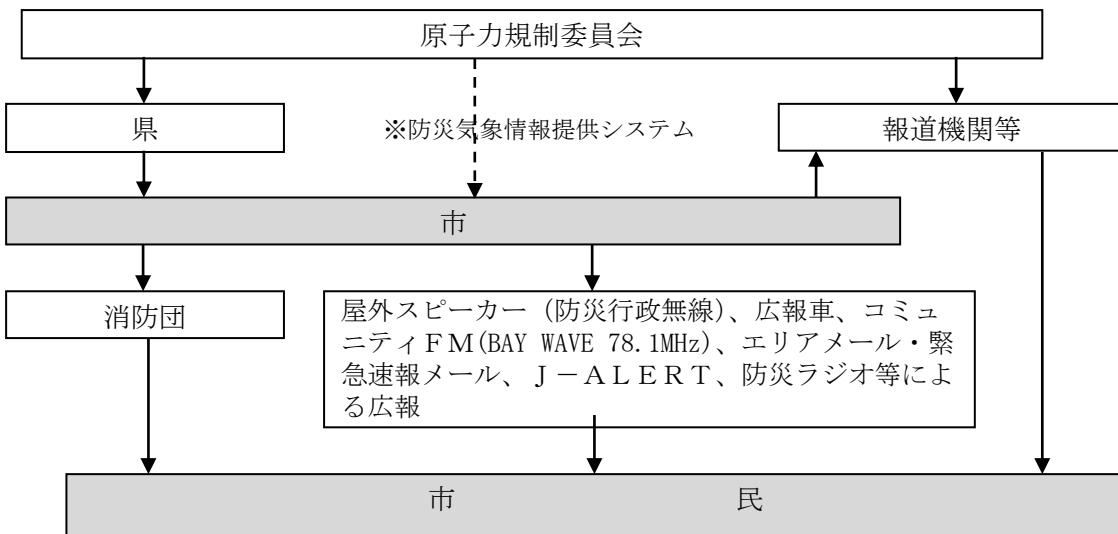
市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送の活用等、多様なメディアの活用体制の整備に努める。この際、Lアラート（災害情報共有システム）を活用する。

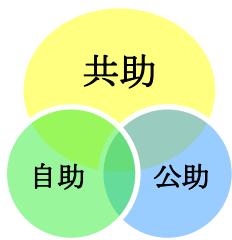
また、市民等に対し、正確な情報の収集方法を周知する。

市民に対する原子力災害に関する情報の広報は、地震対策等で実施する概ね次の方法による。

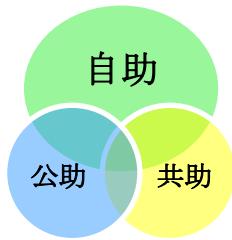
<原子力災害に関する情報伝達系統図>

伝達元	伝達手段(例)	伝達先
国、県等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県総合情報システム(MIDORI)</li> <li>・電話(衛星電話)、FAX等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災対総務部</li> <li>・塩釜地区消防事務組合</li> <li>・警察署等</li> </ul>
災対総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話(携帯電話等を含む)</li> <li>・J-ALEERT(緊急地震速報)</li> <li>・CATV、コミュニティFM告知端末機、文字放送、屋外スピーカー等</li> <li>・ホームページ</li> <li>・広報車</li> <li>・SNS(ソーシャルネットワークサービス)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員(各配備体制による) ※自主的な参集が原則</li> <li>・消防団(分団)</li> <li>・市民</li> <li>・報道(放送)機関等</li> </ul>
報道(放送)機関等	・テレビ・ラジオ	・市民



**■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■****第1 要配慮者等への情報伝達体制の整備**

- 1 自主防災組織等は、要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、市が平常時より行うこれらの者に対する情報伝達体制の整備に協力するよう努める。

**■ 塩竈市民等の役割 ■****第1 要配慮者等への情報伝達体制の整備**

- 1 市民は、要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、市が平常時より行うこれらの者に対する情報伝達体制の整備に協力するよう努める。

## 第6節 モニタリング体制等

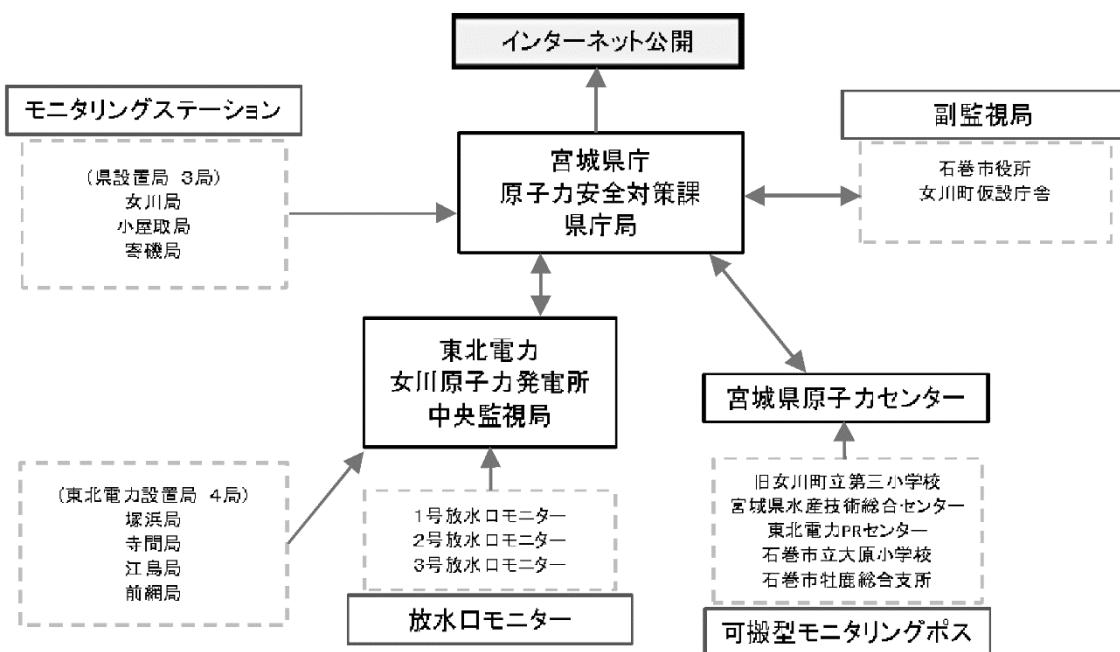
### 目的

原子力災害等のモニタリング体制は、次により対応する。



市は、県の実施する緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）への要員の派遣等の協力をを行うための体制を整備する。

宮城県緊急時モニタリングシステムは次のとおりである。



## 第7節 緊急時の市民等被ばく線量評価体制の整備

### 目的

緊急時の市民等被ばく線量評価体制の整備は、次により対応する。

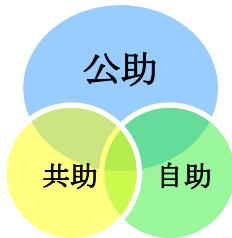


市は、県及び国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる市民等を行い、当該市民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう体制の整備を推進する。

## 第8節 複合災害に備えた体制の整備

### 目的

原子力災害等の複合災害に備えた体制は、次により対応する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市は、国及び県と連携し原子力災害等の複合災害の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

## 第9節 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

### 目的

原子力災害時の防災活動に必要な人員及び防災資機材の整備等は、次により対応する。

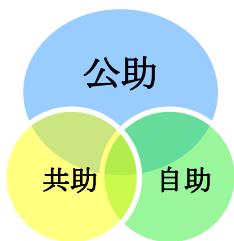


市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

## 第10節 避難受入れ活動体制の整備

### 目的

原子力災害時には、避難が長期化、広域化するおそれがある。このため、市は事前に避難計画の策定等、原子力災害に係る避難受入れ活動体制の整備等を次により対応する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

### 第1 避難計画等の作成

- 1 市はUPZ（緊急防護措置を準備する区域（原子力施設から概ね半径30km））外であるが、原子力施設の事態の推移（事態の規模、時間的な推移）に応じて、防護措置が必要とされた場合は運用上の介入レベルに基づく防護措置を行うこととなる。そのため、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成する。  
なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の市民の避難先は同一地域に確保するよう、努める。
- 2 市の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県と調整のもとに計画を作成するものとし、他の市町村からの避難者の受け入れ等については、県及び関係市町村と調整のうえ策定に努める。

### 第2 指定避難所等の整備

#### 1 指定避難所等の整備

市は、公共的施設等を、その管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ確保する。

また、指定避難所等の確保にあたっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

なお、指定避難所等については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女及び性的マイノリティ（LGBTQ等）などの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。

#### 2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

#### 3 放射線防護対策施設及び屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、放射線防護対策施設及び屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体

的な放射線防護対策施設及び屋内退避体制の整備に努める。

#### 4 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

#### 5 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

#### 6 指定避難所等における設備等の整備

市は、指定避難所等において、飲料水兼防災貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者と連携して特設公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

#### 7 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、性的マイノリティ及び子どもにも配慮する。また、指定避難所での備蓄場所の確保や通信設備の整備を進め、指定避難所ごとに避難者数を想定し、先に示した避難生活に必要な物資のほか、避難行動要支援者に対応した物資を備蓄する。また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努める。

### 第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

1 市は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため次の項目に取り組む。

(1) 市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、情報を把握し、関係者との共有に努める。

なお、避難行動要支援者については、本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、具体的な避難方法をまとめた個別避難計画の策定等に努める。

(2) 市は、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

(3) 市は必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を図る。

なお、これらの検討を踏まえ、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考に、個別避難計画等の整備に努める。

#### 第4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。さらに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

#### 第5 市民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立退きの指示等（以下「屋内退避又は避難の指示等」という。）を行った場合において、市民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

なお、避難状況の確実な把握に際し、市民等が、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

#### 第6 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は県の支援のもとに、市以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を、市と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

#### 第7 警戒区域を設定する場合の計画の策定

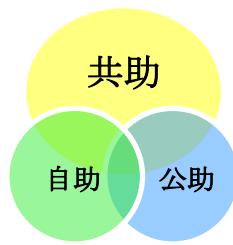
市は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

#### 第8 避難場所・避難方法等の周知

市は、避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知徹底に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて市民に提供すべき情報について整理しておく。また、市民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

避難受入れ活動体制の整備における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節「避難受入れ対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

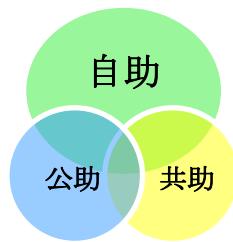
### 第1 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

1 不特定多数の者が利用する施設の管理者（事業所）は、県、市と連携し、屋内建物避難、避難誘導等に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

### 第2 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

- 1 病院等医療機関の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画の作成に努める。
- 2 社会福祉施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画の作成に努める。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備に努める。



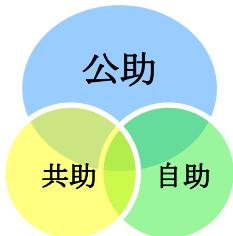
■ 塩竈市民等の役割 ■

避難受入れ活動体制の整備における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節「避難受入れ対策」の定めに準ずる。

## 第11節 緊急輸送活動体制の整備

### 目的

市は、原子力災害時における緊急輸送路、輸送体制について次により対応する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 専門家の移送体制の整備

市は、日本原子力研究開発機構、量子化学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りのヘリポートの場所や指定手続き、ヘリポートから現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

#### 第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

## 第12節 救助・救急及び資機材等の整備

### 目的

市は、原子力災害時における応急措置の実施に必要な救助・救急資機材等の整備、確保を次により対応する。



### 第1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車（バス、広報車等）等の整備に努める。

### 第2 救助・救急機能の強化

市は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

### 第13節 原子力災害医療体制等の整備

#### 目的

市は、原子力災害時には医療関係機関と緊密な連携を図りながら市民の生命と健康を守るため、原子力災害医療体制の整備を次により対応する。



#### 第1 原子力災害医療体制等の整備

市は、県が行う緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

#### 第2 医療活動用資機材等の整備

##### 1 放射線測定資機材等の整備

市は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等があった場合は、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

なお、安定ヨウ素剤について、服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者（妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。））をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。）等の事項を平常時から周知し、緊急時の手順や体制の整備に努める。

##### 2 資料の収集、整理

市は、原子力災害医療の実施についての資料を収集、整理しておく。

## 第14節 物資の調達、供給活動

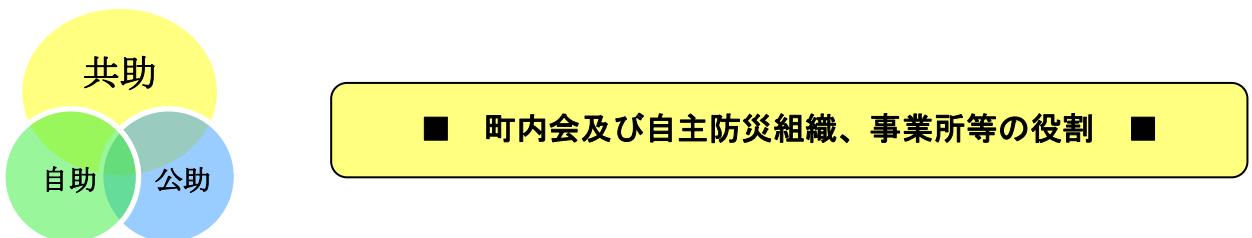
### 目的

市は、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を鑑み、あらかじめ必要とされる食料その他の物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を次により対応する。



### 第1 物資の調達、供給

- 1 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど浦戸地区の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。
- 2 市及び県は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。
- 3 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。



物資の調達、供給活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節「食料、飲料水及び生活物資の確保」に定めに準ずる。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

物資の調達、供給活動における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節「食料、飲料水及び生活物資の確保」に定めに準ずる。

## 第15節 行政機関の業務継続計画の策定

### 目的

市は、大規模な原子力災害が発生した場合の業務継続のため、業務継続体制の確保を次により対応する。



### 第1 業務継続計画(BCP)の策定

市は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等（以下「避難指示等」という。）を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

### 第2 業務継続体制の確保

市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うとともに、代替施設等の検討などを行う。

## 第16節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

### 目的

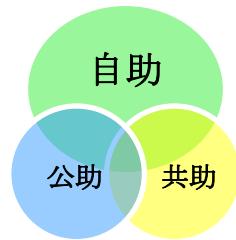
市は、原子力災害発生時の災害応急対策等の円滑な実施のため、原子力防災に関する知識の普及と啓発を次により対応する。



### 第1 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

- 1 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。
  - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
  - (2) 原子力発電所の概要に関すること
  - (3) 原子力災害とその特性に関すること
  - (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
  - (5) 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
  - (6) 放射線防護対策施設、屋内退避施設、指定避難所に関すること
  - (7) 要配慮者への支援に関すること
  - (8) 緊急時におけるべき行動に関すること
  - (9) 指定避難所での運営管理、行動等に関すること
- 2 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

防災教育は、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により実施する。
- 3 防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（L G B T Q 等）のニーズの違い等に十分に配慮するよう努める。
- 4 市は避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等は、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、市民等へ周知する。
- 5 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- 6 市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努める。

**■ 塩竈市民等の役割 ■**

原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第1「防災知識の普及、徹底」の定めに準ずるほか、次の自助対策を行う。

### 第1 原子力防災に関する知識

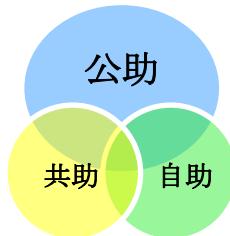
市民は、原子力防災に関する次の知識を十分理解しておく。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関するこ
- 5 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関するこ
- 6 放射線防護対策施設、屋内退避施設、指定避難所に関するこ
- 7 要配慮者への支援に関するこ
- 8 緊急時によるべき行動に関するこ
- 9 指定避難所での運営管理、行動等に関するこ

## 第17節 防災業務関係者の人材育成

### 目的

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者の人材育成を次により対応する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 原子力災害防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。さらに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時モニタリングの実施方法及び機器に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
- 8 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

人材育成にあたっては、全ての関係機関が協調して緊急時対応を取れる体制を構築する必要があることを踏まえ、担当者の能力（放射線の基礎知識、防災体制、防護対策の枠組み、関係機関の役割分担、緊急時対応手順、一般災害の基礎知識を理解していること等）を育成するよう配慮する。

## 第18節 防災訓練等の実施

### 目的

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災訓練等を計画の策定、訓練を次により対応する。



### 第1 訓練計画の策定

市は、国、県、原子力事業者、自衛隊等防災関係機関と連携し、以下のような防災活動の各要素又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、企画立案を県と共同又は独自に行う。

- 1 災害対策本部等の設置運営訓練
- 2 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- 3 緊急時通信連絡訓練
- 4 緊急時モニタリング訓練
- 5 原子力災害医療訓練
- 6 周辺市民に対する情報伝達訓練
- 7 周辺市民避難訓練
- 8 消防活動訓練・人命救助活動訓練

### 第2 訓練の実施

#### 1 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。また、訓練を実施する際、市民等に積極的な参加を呼びかける。

### 第3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにして、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

また、市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

チェックすべき項目は次のような内容が挙げられる。

#### 1 災害対策本部設置運営訓練

- (1) 職員の非常参集時間
- (2) 担当職員不在の場合の代替措置
- (3) 通信手段の確保
- (4) 必要な資料の準備状況 等

## 2 市民避難訓練

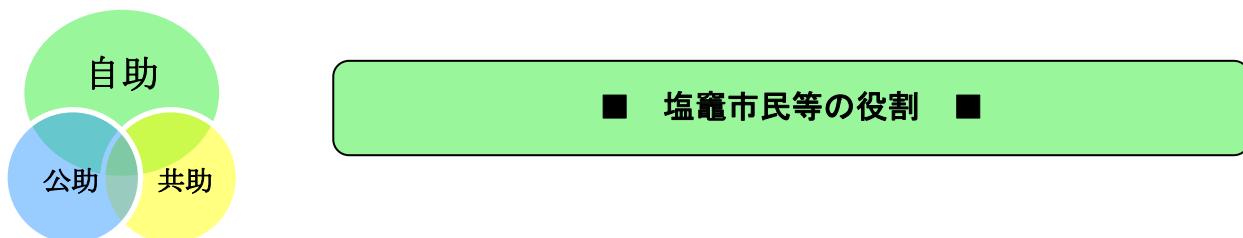
- (1) 市民広報の状況
- (2) 市民への周知の徹底
- (3) 避難行動要支援者に対する措置状況
- (4) 市民の移送状況
- (5) 避難の確認作業の状況 等



原子力防災訓練等の実施における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第11節「地震防災訓練の実施」の定めに準じるほか、次の共助対策を行う。

### 第1 訓練の実施

町内会及び自主防災組織、事業所等は、市が行う原子力災害防災訓練に参加し、原子力防災知識・行動の習熟に努める。



原子力災害防災訓練の実施における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第11節「地震防災訓練の実施」の定めに準じるほか、次の自助対策を行う。

### 第1 訓練の実施

市民等は、市が行う原子力災害防災訓練に参加し、原子力防災知識・行動の習熟に努める。

## 第19節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

### 目的

核燃料物質等の運搬の事故は、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。

こうした輸送の特殊性等を踏まえ、市及び関係防災機関においては次により対応する。



### 第1 市

市及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の市民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

### 第2 消防署

事故の通報を受けた消防署は、直ちにその旨を県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

### 第3 警察署

事故の通報を受けた警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

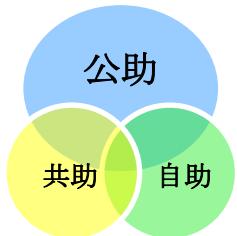
### 第4 宮城海上保安部

事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な体制を整備する。

## 第20節 災害復旧への備え

### 目的

市は、原子力災害復旧を次により対応する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

## 第3章 緊急事態応急対策

### 第1節 基本方針

本章は、緊急事態区分に応じた対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

#### <緊急事態の区分>

##### ○警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（注）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。

##### ○施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。

##### ○全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

原災法第15条第1項に基づき原子力緊急事態宣言が発出される。

#### (注) 施設敷地緊急事態要避難者

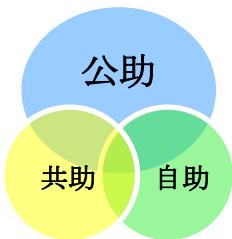
「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の市民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- 1 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（1又は2に該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- 2 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- 3 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

## 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

### 目的

原子力発電所において事故が発生し、放射性物質又は放射線の異常な水準の放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、市及び防災関係機関は相互に通報連絡を次により対応する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 情報収集・伝達

市は、警戒事態若しくは施設敷地緊急事態発生の情報連絡を受けた場合、又は内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合は、国、県、警察、他市町村、原子力事業者その他防災関係機関と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。

なお、関係周辺市町村の本市への下記の連絡通報は、県からの連絡を受けるものとなる。

また、施設敷地緊急事態が発生した場合、市は、県から連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

#### 第2 応急対策活動情報の連絡

##### 1 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報の連絡

###### (1) 市及び県の相互連絡

県は、関係周辺市町村である本市との間において、原子力事業者、原子力規制委員会及び内閣府から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を隨時連絡するなど、相互に連絡を密にする。

###### (2) 市と関係機関との連携

市は、防災関係機関との間において、県から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にする。

###### (3) 現地事故対策連絡会議との連携

市は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、当該機関との連絡を密にする。

#### 第3 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線及び防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

#### 第4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県が実施する緊急時モニタリング計画の策定・修正、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制の整

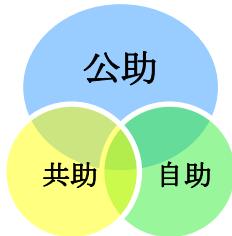
備等に協力する。

また、県等に職員を派遣するなどして、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

### 第3節 活動体制の確立

#### 目的

市は、原子力発電所において事故・故障等が発生し、原子力災害に対する警戒が必要な場合には、次により活動体制を確立する。



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 市の活動体制

市長は、内閣総理大臣が原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言を発出したとき、又は市長が、事故状況の推移により緊急活動が必要であると認めるとき、災害対策本部設置し非常配備体制をとり、災害応急活動を実施する。

市長は、県から、「原子力事業者から、原災法第10条に該当する特定事象発生」の通報を受けた旨の通報があった時、又は、その他市長が事故の状況から判断して必要と認めるとき、警戒活動体制をとり、警戒活動を実施する。

##### 1 事故対策のための警戒体制

###### (1) 警戒体制

市は、原子力発電所において事故・故障発生の情報連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参考集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため以下の警戒体制をとる。

配備区分	配備時期	配備体制
原 子 力 災 害 警 戒 配 備	事故・故障の発生又はそれに先行する事象に係る通報等を受けた場合	特に関係のある部課・支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び広報を実施し、状況により高次の体制に移行できる体制とする。
原 子 力 災 害 特 別 警 戒 配 備 (原子力災害警戒本部)	警戒事象等に係る通報等を受けた場合又は警戒事象等を検知した場合、警戒事態が発生した場合	災害対策関係部課・支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び緊急事態応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制をとる。

###### (2) 配備基準

###### ① 原子力災害警戒配備体制

市長が警戒配備の必要があると認めたとき又は原子力発電所において事故・故障等が発生し原子力災害に対する警戒が必要な場合は、原子力災害警戒配備体制をとり、本編第3章第2節「情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保」の定めるところにより情報の収集および連絡等に当たる。

###### ② 原子力災害特別警戒配備体制（原子力災害警戒本部）

市長が特別警戒配備の必要があると認めたとき又は警戒事態（Alert）等が発生し、原子

力災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合は、原子力災害特別警戒配備体制をとり、市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置し、情報の収集および連絡、緊急事態応急対策の準備等に当たる。

#### (3) 自然災害による配備基準との関係

警戒事態に該当する事象のうち、原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生した場合に、本市域において震度5弱以上の地震が発生したときは災害対策本部が自動設置されることから、災害対策本部体制のもとで情報の収集その他の必要な対応を実施する。

同様に宮城県に大津波警報発表の場合は、特別警戒本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施する。

その他、原子力災害対策指針による規定と自然災害等の関する市の配備基準に疑義が生じた場合は、上位となる本部体制のもとで対応を実施することを基本とする。

#### (4) 情報の収集

市は、施設敷地緊急事態又は警戒事態発生の情報連絡を受けた場合、国・県との連携を図りつつ、事態及び状況の進展の把握に努める。

#### (5) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設等において開催し、これに市の職員の派遣要請があつた場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設等に派遣する。

#### (6) 国等との情報の共有等

市は、対策拠点施設等に派遣された職員に対し、市が行う災害対策の状況、緊急事態応急対策の状況等について隨時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

#### (7) 原子力災害警戒配備体制の解除

警戒配備体制の解除は、概ね以下の基準による。

##### ① 原子力災害警戒配備

市は、原子力災害の危険が解消したと認めたときは、原子力災害警戒配備を解く。

##### ② 原子力災害特別警戒配備（原子力災害警戒本部）

市長が原子力災害の危険が解消したと認めたとき又は災害対策本部が設置されたときは、原子力災害特別警戒配備を解き、原子力災害警戒本部を廃止する。

### 2 災害対策本部の設置等

#### (1) 設置基準

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部を設置した場合は、直ちに県に対し、この旨を報告する。

配備区分	配備時期	配備体制
災害対策本部	1 特定事象発生に係る通報等を受けた場合、又は施設敷地緊急事態を検知した場合（国又は県からの指導又は助言があったとき）。 2 原子力事業者防災業務計画による原災法第15条に係る報告等を受けた場合、又は全面緊急事態を検知した場合（国、又は県からの指導又は助言があったとき）。 3 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。 4 その他市長が必要と認めたとき。	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制をとる。

## (2) 組織等

- ① 災害対策本部の組織は下記のとおりとする。

＜塩竈市災害対策本部組織＞

災害対策本部長	市長			
災害対策副本部長	副市長			
災害対策本部員	教育長 技監 総務部長 市民生活部長 福祉子ども未来部長 産業建設部長 教育部長 上下水道部長 市立病院事務部長 政策調整管理監 公民共創推進専門監 新型コロナウイルス感染症 対策専門監 議会事務局長 その他本部長が必要と認める者			
災害対策本部連絡室員	本部連絡室長	危機管理監		
	本部連絡室長補佐	危機管理課長		
	本部連絡室員	危機管理課員		
	本部連絡員	各災対部1名（各災対部長が指名した者）		

- ② 災害対策本部長の代理順位

災害対策本部長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。

なお、警戒本部設置の際もこれに準じる。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	総務部長

## (3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所に置くものとし、本部の表示を本部設置場所に掲示する。

なお、市役所庁舎が被災し、災害対策本部の機能を果たさない場合は移設する。

優先順位	指定場所	電話番号
第1順位	塩竈市体育館	022-362-1010（代表）

## (4) 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされ、災害対策本部長が廃止を認めたとき。
- ② 災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

## (5) 配備体制等

災害対策本部等の組織、配備体制、所掌事務等は、塩竈市災害対策本部条例による。

### 3 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行う。

## 第2 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の情報連絡を受けた場合、必要に応じ手続きに従い国に対して専門家の派遣を要請する。

## 第3 応援要請及び職員の派遣要請等

### 1 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

### 2 職員の派遣要請等

(1) 市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

## 第4 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

## 第5 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

## 第6 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

### 1 防護対策

(1) 現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

(2) 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

### 2 防災業務関係者の放射線防護

(1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、放射線防護に係る

指標を定める。

なお、指標の設定に当たっては、下表「防災業務関係者の防護指標」を参考にすることを基本とする。

<防災業務関係者の防護指標>

防災業務関係者の業務区分	線量の上限
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	実効線量：5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv 等価線量 眼の水晶体：5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv 皮膚：1年間につき500mSv
女性 (妊娠する可能性がないと診断されたもの及び妊娠と診断されたものを除く)	実効線量：3月間につき5mSv
妊娠と診断された女性 (妊娠と診断されたときから出産までの間)	内部被ばくによる実効線量：1mSv 腹部表面に受ける等価線量：2mSv
事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合（男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性）	実効線量：100mSv 等価線量 眼の水晶体：300mSv 皮膚：1Sv

※この他詳細については、放射線業務従事者の線量限度の規定に準ずる

- (2) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、定められた防災業務関係者の放射線防護に係る指標に基づき行う。
- (3) 市は県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- (4) 市の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- (5) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市の防災業務関係者の安全確保のため、資機材を確保する。
- (6) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。
- (7) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。

## 第4節 市民等への的確な情報伝達活動

### 目的

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。



### 第1 市民等への情報伝達活動

#### 1 迅速・的確な情報提供、広報

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、市民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

#### 2 例文の準備、情報の一元化

市は、市民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。

#### 3 情報提供の定期性等

利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

#### 4 適切な情報の提供

市は、役割に応じて市民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等の参考情報）、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等、市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮したものとし、市が行う情報伝達事項は、概ね次のとおりとする。

##### (1) 事故の概要

##### (2) 原子力災害に係る対応状況

- ・原子力発電所における対応状況
- ・市及び県並びに国、防災関係機関の対応

##### (3) 災害の状況及び今後の予測

- ・緊急時モニタリングの結果

(4) 市民等のとるべき措置及び注意事項

- ・交通規制、避難経路及び指定避難所等
- ・飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限の状況

(5) その他必要と認める事項

**5 内容の確認**

市は、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあい、十分に内容を確認した上で市民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

**6 様々な情報伝達手段の活用**

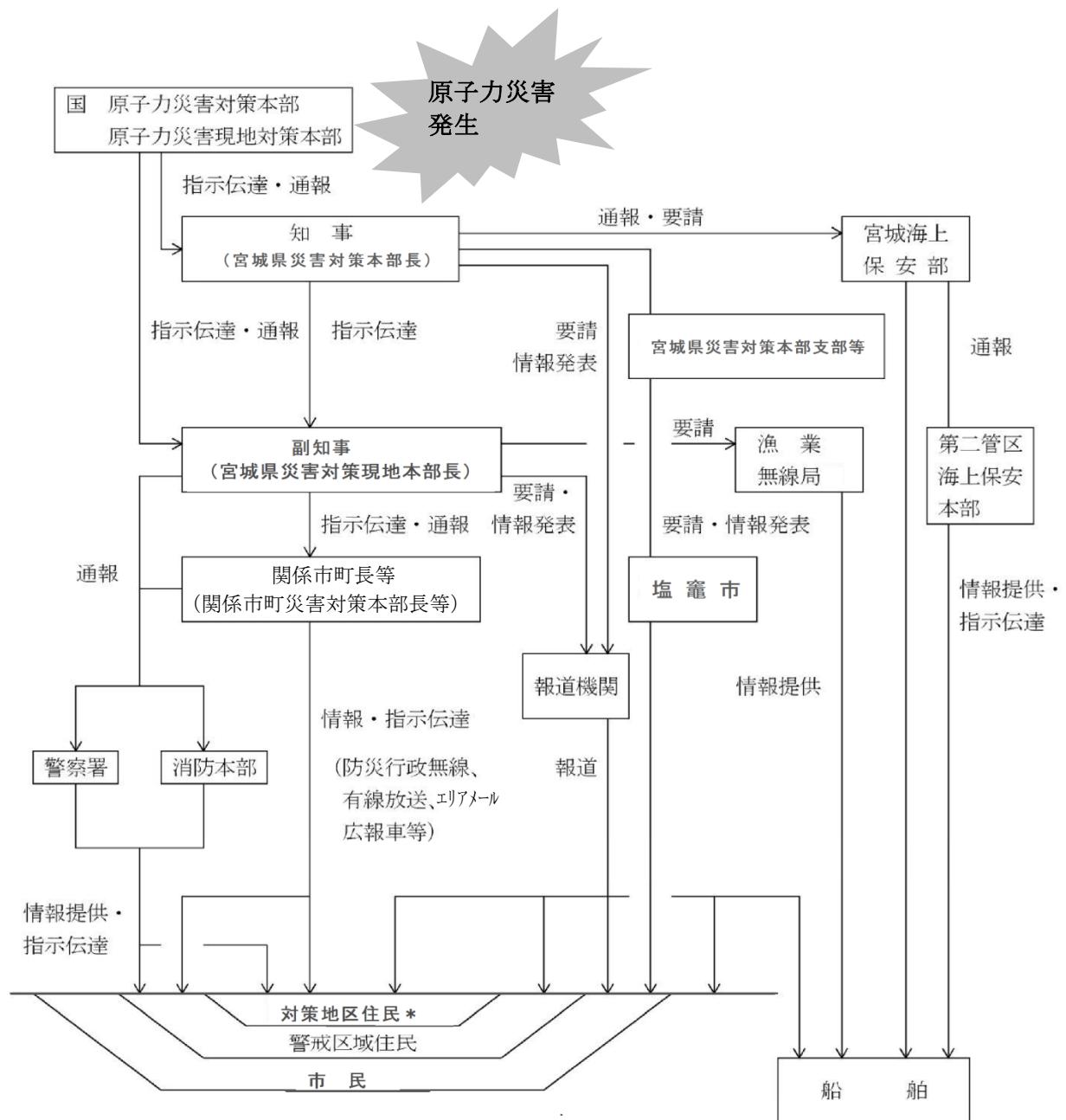
市は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等可能な限りのメディアを活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

**7 市民等への周知**

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、市民等へ周知する

## &lt;市民に対する広報及び指示伝達系統&gt;



\* この図において緊急事態応急対策を実施する区域の住民

## 第2 市民等からの問い合わせに対する対応

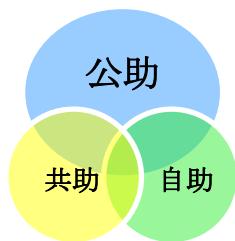
市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。

また、市民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

## 第5節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動

### 目的

市は、原子力発電所において事故が発生し、屋内退避等を要する事態の指示があった場合、市は県と連携して次の屋内退避、避難受入れ等の防護活動を実施する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 屋内退避、避難等の防護活動の実施

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、原子力災害対策指針の基準を踏まえて、市民等に屋内退避、避難の指示を行うべきこと、その他の緊急事態応急対策に関する事項の指示を行うことになっている。

- 「屋内退避」 : 自宅等の屋内に退避することで、その建物の持つしゃへい効果及び気密性によって放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る。
- 「避 難」 : 空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの
- 「一時移転」 : 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの

塩竈市は、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の範囲外のため、屋内退避等を要する事態は想定されていないが、仮に屋内退避、避難等の防護活動が必要となった場合は、市は県と連携して次の防護活動を実施する。

#### 1 避難の指示等

##### (1) 警戒事象発生時

市は、警戒事象の発生又は警戒事態の発生について情報を得た場合、その状況等をプレスリースやホームページによる情報提供等あらゆる手段を活用して、市民に広報する。

##### (2) 特定事象発生時

市は、特定事象の発生又は施設敷地緊急事態の発生時に、国等から市における防護措置が必要と判断された場合、国の指示に基づき、対象地域において屋内退避又は、避難の準備を行うよう指示する。

##### (3) 原子力緊急事態宣言発出時

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、国等から市における防護措置が必要と判断された場合、国の指示に基づき、対象地域の市民等に屋内退避又は避難の指示を行うこと

もに、対象地域を越える地域等に対して、屋内退避の可能性がある旨の注意喚起を行う。

#### (4) O I Lに基づく避難

- ① U P Z外においては、放射性物質の放出後についてはU P Zにおける対応と同様、O I L 1及びO I L 2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、県及び市を通じて市民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えることとなっている。市は、国の指導・助言、指示があった場合は、市民等に対する避難のための立退きの指示又は一時移転の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、市民避難の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請する。
- ② 市は、国からの指示等に基づき、又は独自の判断により市民等に避難のための立退きの指示を行った場合は、広域避難個別計画に定める避難所に職員を派遣し、受入れ市町村及び避難した市民等との連絡調整を行う。
- ③ 原子力災害対策本部から要請を受けた場合等、必要に応じて、P A Z内の市町から避難してきた市民等の受入れや、U P Z内の市町が行う防護措置の準備に協力する。

### 2 屋内退避による防護対策

- (1) 屋内退避は、放射性物質が既に放出、拡散していることが予想される場合（予測線量が不明な場合を含む。）、予測線量があまり高くない場合、放射性物質が既に放出、拡散したが一過性の放出であり、放出が停止し収束に向かっている場合等を対象とする。U P Z外においては、U P Z内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて市民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。
- (2) 市民は、屋内退避の指示が出された場合は、原則として自宅内に留まる。
- (3) 屋内退避をする場合は、建家の有する遮蔽効果と、建家の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図る等の防護対策を講ずる。
- (4) プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行う。特に、市民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供する。
- (5) 市は、屋外にいる市民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、市及び県は、自宅等で屋内退避を行う市民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示する。  
また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避する。
- (7) 市は、防災行政無線等の広報手段を用いて災害の状況を迅速かつ適切に広報して民心の安定に努める。
- (8) 市は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い、又は独自の判断により、市民等に対して、屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等の緊急事態応急対策等を行う。

なお、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示する。

### 3 避難による防護対策

#### (1) 避難

避難は、防護対策の中でも被ばく低減の効果が最も大きい対策であることから、次の場合に実施する。

- ① 放射性物質の大量放出が予想される場合
- ② 放射性物質の長期放出が予想される場合で避難によらなければ相当な被ばくを避け得ない場合
- ③ O I L 1 の値を超える又は超えるおそれがあると認められる場合

#### (2) 市民の優先順位

市民の避難の優先順は、被ばくの影響度の大きさを考慮し、乳幼児、妊産婦、子ども等を第1優先とする。

#### (3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

### 4 避難やスクリーニング等の場所の情報提供

市は、市民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難やスクリーニング等及び簡易除染の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、市はこれらの情報について、県及び原子力災害現地対策本部等に対しても情報を提供する。

### 5 避難状況の確認

市は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により市民等の避難状況を確認する。

また、避難状況の確認結果については、県及び国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報を提供する。

なお、避難状況の確実な把握のため、指定された指定避難所等以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、市民等へ周知する。

### 6 市域を超える避難

市域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県が、国の協力のもと、受入れ先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示をする。

### 7 自然災害を起因とする緊急の避難

市（市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは県）は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の市民に対し、自らの判断で避難指示を行う。

## 第2 指定避難所等

- 1 市及び県は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- 2 市及び県は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページ

やアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

- 3 市及び県は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- 4 市は、県と連携し、それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市及び県に提供する。
- 5 市は、県と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、女性職員等による巡回指導、食事供与の状況、トイレの設置状況等生活環境の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- 6 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- 7 市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を講ずる。

- 8 市は、県と連携し、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉避難所での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、N P O、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

なお、市は県と連携し、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

- 9 市は、県と連携し、指定避難所等の設置・運営における女性の参画を推進するとともに、男女及び性的マイノリティ（L G B T Q等）などの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に配慮する。

特に、女性及び性的マイノリティに配慮した物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペア（女性2名以上）による巡回警備や防犯ブザーの配布等に

による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭など多様な生活者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

**1 0** 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するとともに性的マイノリティ（LGBTQ等）に配慮するため、多目的トイレを設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

**1 1** 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

**1 2** 市は、県と連携し、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

**1 3** 市は、県及び国と連携し、災害の規模等に鑑みて、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

**1 4** 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮する。

また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。

**1 5** 市又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

### 第3 広域避難

**1** 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

**2** 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を要請する。

**3** 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、広域避難の用にも供することについても定めるなど、災害発生のおそれ段階において他の市町村から避難者を受け入れができるよう、施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

### 第4 広域一時滞在

- 1 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び広域避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについてはその市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 2 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災市民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。
- 3 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

## 第5 避難退城時検査、簡易除染及び甲状腺被ばく線量モニタリングの準備への協力

市は、UPZ外であるが、防護措置や協力などが必要と判断された範囲となった場合、県が行うOILに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等を対象とする、避難退城時検査及び簡易除染の準備（当該検査及び簡易除染の場所の確保等）、また、住民等がOILに基づき、特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に行う、甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）に協力する。

## 第6 安定ヨウ素剤の服用

- 1 安定ヨウ素剤の服用については、原則として原子力規制委員会が必要性を判断し、その判断を踏まえ原子力災害対策本部又は地方公共団体が市民等に指示することにより服用させることになっている。PAZ外においては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難又は一時移転と併せて安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県が指示を出すため、原則として、その指示に従う。
- 2 市及び県は、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示を踏まえ、原則として市民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。
- 3 市及び県は、事態の進展が急速な場合であって、国〔原子力規制委員会〕の判断を得ることができない等の事象があるときは、原子力災害対策指針を踏まえ、自らの判断により、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。

## 第7 要配慮者等への配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

## 第8 学校等施設における避難措置

学校等施設において生徒等の在校時に原子力災害が発生し、屋内退避又は避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡しした場合は、市に対し速やかにその旨を連絡する。

## 第9 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域を設定した場合、若しくは避難指示を出した場合には、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、関係機関等と連携した措置を行う。

## 第10 飲食物、生活必需品等の供給

1 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、マスク、消毒液、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮する。

2 市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

3 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。

4 市及び県は、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難である場合には、国（物資関係省庁）や国の原子力災害対策本部及び全国知事会等に物資の調達を要請する。

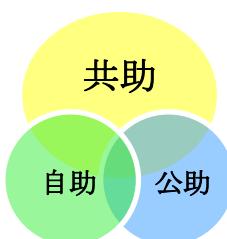
## 第11 飲食物の出荷制限、摂取制限等

### 1 飲食物の検査

市は、O I Lを踏まえた国からの指示や県自らの判断により実施される、飲食物の放射性核種濃度測定に協力する。

### 2 摂取制限及び出荷制限の措置等

市及び県は、O I Lに基づいた国の指示及び要請に基づき、飲食物の必要な摂取制限、出荷制限を実施する。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

屋内退避、避難等における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編第3章 第12節「避難活動」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

- 1 正確な情報の収集
- 2 プルーム通過時の事業所等の屋外活動の自粛、事業所待機
- 3 要配慮者等への配慮

- (1) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、屋内退避又は避難の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を屋内退避又は避難、他の医療機関へ転院させる。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、市に対し速やかにその旨連絡する。
- (2) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、屋内退避又は避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。入所者又は利用者を避難させた場合は、市に対し速やかにその旨連絡する。

#### 4 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し屋内退避又は避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、屋内避難又は避難させる。



屋内退避、避難等の実施における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節「避難活動」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

- 1 プルーム通過時の屋外活動の自粛、自宅待機
- 2 風評被害等に惑わされない正確な情報の収集と避難防護活動の落ち着いた行動の実施

## 第6節 緊急輸送活動

### 目的

市は、原子力災害時において緊急輸送を円滑に実施するため、次により緊急輸送活動を実施する。



### 第1 緊急輸送活動

#### 1 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

- 第1順位 ○救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材の輸送
  - 負傷者の搬送
  - 対応方針を定める少人数グループのメンバーの輸送（国及び県の現地対策本部長、市の災害対策本部長等）
- 第2順位 ○屋内退避施設、指定避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材の輸送
  - 避難者の輸送（緊急性の高い区域から優先的に避難）
  - 災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送（国の専門家、緊急時モニタリング要員等）
- 第3順位 ○その他緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会機能班要員等）
- 第4順位 ○市民の生活を確保するために必要な物資の輸送（飲料水、飲食物、衣類等）
- 第5順位 ○その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

#### 2 緊急輸送体制の確立

- (1) 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 市は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請する。

### 第2 緊急輸送のための交通確保

市道路管理者は、交通規制に当たる警察署と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

## 第7節 救助・救急、消火及び医療活動

### 目的

市及び消防本部は、原子力災害時において救助・救急、消火及び医療活動を次により実施する。



### 第1 救助・救急及び消火活動

- 1 市及び消防本部は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の事業者等からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。
- 2 市及び消防本部は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- 3 市及び消防本部は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。

なお、要請時には以下の事項に留意する。

- (1) 救急・救助及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- (3) 市への進入経路及び集結（待機）場所など

### 第2 医療措置

市は、県が行う緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

## 第8節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

### 目的

運搬中の核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合は、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議の開催、国の職員及び専門家の現地への派遣等を行うことになる。

市は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、県、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずる。



### 第1 市、県、警察署、消防署、宮城海上保安部のとるべき措置

#### 1 市及び県の措置

事故の通報を受けた市及び県は、相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の市民等の安全を確保するために必要な措置を実施する。

#### 2 警察署、消防署、宮城海上保安部の措置

- (1) 事故の通報を受けた警察署は、直ちにその旨を県警察本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、避難誘導、交通規制、救助等必要な措置を実施する。
- (2) 事故の通報を受けた消防署は、直ちにその旨を県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。
- (3) 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、救助等必要な措置を実施する。

## 第9節 自発的支援の受入れ等

### 目的

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、次により適切に対応する。



### 第1 ボランティアの受入れ等

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、放射線防護を要する状況を踏まえ、老人介護や通訳等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

### 第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

#### 1 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

市は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とすることについて、協力を呼びかける。

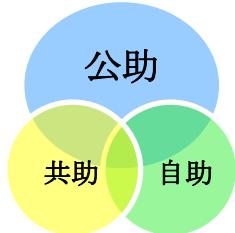
#### 2 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

## 第10節 行政機関の業務継続に係る措置

### 目的

市は、原子力災害時の行政機関の業務継続に係る措置を次により適切に対応する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

- 1 市は、庁舎の所在地が避難指示等を受けた地域に含まれる場合、業務継続計画等を踏まえ、退避先を市民等へ周知する。

なお、行政機関においては市民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。

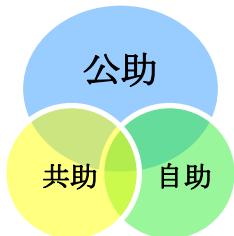
- 2 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

## 第4章 原子力災害中長期対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

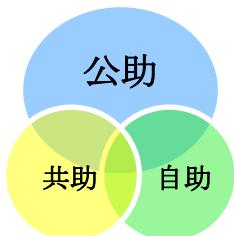
### 第2節 緊急事態解除宣言後の対応



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

### 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

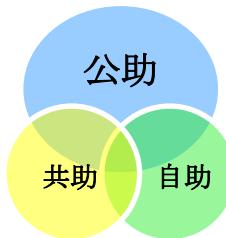


#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

なお、避難区域を見直した場合は、その旨を県に報告する。

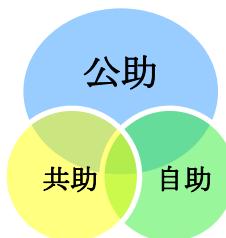
#### 第4節 放射性物質による環境汚染への対処



##### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

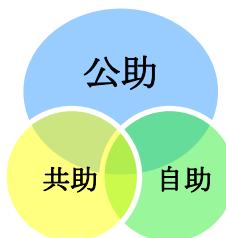
#### 第5節 各種制限措置の解除



##### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力緊急事態応急対策として実施された、市民等の退避等措置、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の出荷制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

#### 第6節 災害地域の市民に係る記録等の作成



##### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

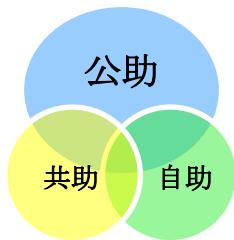
##### 第1 災害地域の市民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所、避難経路等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

##### 第2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

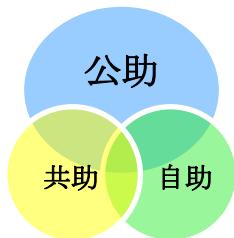
## 第7節 被災者等の生活再建等の支援



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

- 1 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- 2 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 3 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

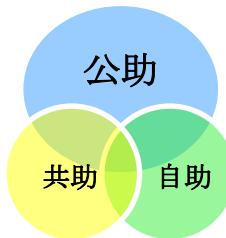
## 第8節 風評被害等の影響の軽減



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通等が確保されるよう、科学的根拠に基づく広報活動を行う。

## 第9節 被災中小企業等に対する支援

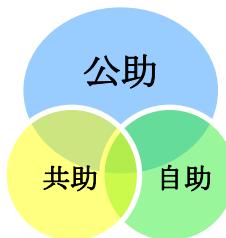


### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市は、国及び県と連携し、被災した中小企業等に対して、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体质強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口の設置などを行う。

## 第10節 心身の健康相談体制の整備



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び内部被ばく線量を検査するための体制を整備し実施する。